

昭和63年決算特別委員会（第3日）10月18日

鈴木委員 午後からで、あと何人かの委員さんの方の質問も控えておりますので、できるだけ簡単にさせていただきたいと思います。

最初に、決算概要書の156ページの6番目、緑化推進事業経費についてお尋ねしたいと思います。

このうちの括弧2、同じく括弧3に地域緑化樹木植栽工事費、それから同じく地域緑化樹木・資材購入経費という形で、それぞれ193万5,000、また1,051万9,020円というふうに挙がっておりますが、毎年公園緑地といたしまして、それぞれ枚方市内における緑化運動については全力で取り組んでおられるわけでございますけれども、62年度におきましては、こちらの方にありますように、括弧3、括弧2につきまして高木で285本、また資材購入につきましても高木で2,290本というふうに、毎年年を増すごとに樹木の数が増えてきてるわけでございますが、特に街路樹に関しまして、今現在枚方市における本数並びに樹種、どのような種類の樹木が多いのか、所管の方からお答え願いたいと思います。

今堀公園緑地課長 ただいまの御質問の内容でございますが、枚方市における街路樹の本数でございますけれども、きょう現在2万4,414本、そのうち高木が3,378本、低木が2万1,036本。木の種類でございますけれども、主だったものを申し上げますと、桜が555本、イチョウが480本、ケヤキが423本、トウカエデが386本、柳が327本、こういう順序でなっております。低木につきましては、シャリンバイ7,310本、ヒラドツツジ6,747本、カイツカイブキ1,900本、トベラ832本、ウワメガシ827本、こういう順序に現在なっております。

それから、地域緑化樹木の購入経費でございますが、過去5カ年間の経緯を申し上げますと、58年度には、これはよろしいんでございますか。

鈴木委員 えらい最初からペースが狂いまして申しわけないんですが、そこでお尋ねをしたいわけですが、枚方の木といいますが、決まってると思うんですが、どういう木でございますか。

今堀公園緑地課長 枚方の木は柳でございます。

鈴木委員 先ほどのお答えで、高木の一番大きなものが桜の木でございまして、2番目が一応ケヤキと続くわけでございますけれども、本市の目玉といいますが、枚方市の木というものが柳ということでございますが、絶対数5番目にランクされてるといふ、この辺につきまして、せっかく柳の木が枚方の木というふうに決まっておるわけでございますので、この辺、どういうふうなお考えをお持ちかお尋ねいたします。

今堀公園緑地課長 今おっしゃいました柳の木でございますが、確かに枚方市の木として認定をさしていただいておりますけれども、非常に高木の中では5番目に位置するというランクでございますが、これは確かに、街路樹だけでございまして、ただいま申し上げたのは街路樹の本数でございますが、各公園にはそれぞれほかに本数として相当数ございます。枚方市の木でございますので、これからの工事あるいは植栽につきましては、そういうものも含めまして、地域住民の話し合いの中でひとつそういうものは進めていきたいなというふうに思っております。

ただし、これの剪定とか維持管理上、非常に手間がかかりますし、非常に長くすぐに芽が生えてくるという関係もございまして、非常に維持費が高くつくという関係もございまして、その点もあわせながら将来考えていきたいと、こういうふうに思っております。

鈴木委員 先ほど1番から5番目までの多い樹木の種類を御答弁なさったわけでございますけれども、実は10位ぐらいまでお話しただいたら助かったんですけども、実はここに問題がありまして、6番目にナンキンハゼという木がございまして、本市の場合、街路樹につきましては296本のナンキンハゼというものがそれぞれ市内で植わっておるわけでございますけれども、これは公園緑地の方でも恐らく御認識はなさってると思っておりますけれども、ナンキンハゼには発がんを促進する物質があるというHPAと言いますが、そういったものが含ま

れているというデータが実はことしの春に発表されたわけでございます。このことについて御認識があるかどうか、お尋ねいたしたいと思います。

重乃理事 私ども新聞で承知をいたしております。

鈴木委員 京大の医学部の伊藤教授、また同じく農学部の小清水教授、それから神戸大学の医学部でも中尾講師と、また北海道大学でもこの件に関しましては、それぞれ研究成果も出ておまして、5月の一般紙にも発表されたとおりでございますが、このことについて所管といたしまして、どのような御感想をお持ちかお尋ねしたいと思います。

重乃理事 先ほどお言葉がございましたように、一般紙で報道されましたことにつきまして、まず、直ちに関係機関に対しまして、その事実について問い合わせをするなど、また枚方市におけるナンキンハゼの実態の調査などに取りかかり、その実態の把握に努めてまいりましたが、ただ、大阪関係機関に対して問い合わせをいたしましたところ、確かに、そういう発がん性物質が含まれておるであろうということは実験の段階で承知はされておるけれども、この1つは、発がん作用が起こってきた、新聞紙によりますとアフリカでそういう事例があったというようなことでございますが、そのアフリカの場合では、1つは、発がん性物質を含んでる木と同種の木の葉をせんじて飲むという風習が1つと、それから、その樹木の下付近からの井戸水を飲用する風習によって、他の要因とが重なり合って発がんしているというような状況があるという事例に基づいて、本市でも先ほどお言葉がございました例によって実験結果が示されておりましたが、一般的には関係機関の話によりますと、断定して論じることにはできないという考え方と、それから国立がんセンター研究所のがん予防研究部長の話によりますと、化学物質としては確かだとしても、ナンキンハゼは人のがんとは結びつきにくいのではないかというような考え方が一般的に支配をされておるというような状況でございますので、我々の方といたしましては、その成果をさらに見きわめながら対応をしていかなばならないのではないかとこのように現在のところは考えております。

以上でございます。

鈴木委員 それじゃ質問の趣旨を若干変えますけれども、先ほどの樹木につきましては、街路樹につきましては本数を掌握なさってますけれども、公園におけるナンキンハゼの本数はつかんでおられますかどうか、お答えください。

今堀公園緑地課長 先ほど申し上げましたのは街路樹でございますが、公園内にございますナンキンハゼの植栽につきましては、枚方市内におきます全公園の中で774本確認しております。

鈴木委員 もう一度お尋ねいたしますが、先ほど京都大学、神戸大学、北海道大学でそれぞれ研究の一つの成果を発表なさってるわけでございますけれども、この3つの大学のデータを枚方市として入手したかどうか、お答え願いたいと思います。

重乃理事 率直なところ入手をいたしておりません。

鈴木委員 本来、確かに、先ほど部長がおっしゃいましたように、ナンキンハゼそのものが直接人体に影響する発がんの効果があるかどうかについては定かではございません。しかし、こうして一般紙に載った以上、この枚方市にもやはり約1,000に近いナンキンハゼがあるわけでございます。それを一般市民の人が、自分の家の前、あるいは自分の近くの公園に咲いていると、そこへ行けば、ひょっとしたらがんになるの違うかという不安があるわけです。枚方市としては、そういうような市民の人が少しでも健康面、安全面で不安があれば、すぐさま対応する姿勢が大事ではないか、この件についてお答え願いたいと思います。

重乃理事 確かに、そういうような状況で市民に対しての不安を与える場合については、十分に行政としてチェックをし対応していかなばならないのは当然のことでございますが、しかしながら、いたずらに不安をかき立てるようなことをすることがかえってというような気がいたしております。しかしながら、我々の方といたしましては、さらに科学的な根拠、実態等を十分に把握をしながら対応をしていくというような考え方には立ってお

りますが、しかしながら、疑わしきは使用せずという一般的な考え方もございますので、これが断定的なことになるまでの間、今後このナンキンハゼの植樹については十分に考えていかなばならないのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

鈴木委員 5月に発表なりまして、5、6、7、8、9、10と約半年来てるわけです。それぞれ本当にそうした意味で市民のことを思い、安全を考えるのであれば、資料だってすぐにとれると思うわけでございます。その辺の本市としての対応がまずいのではないかと判断をしてるわけでございます。ですから、それがいいか悪いかの問題ではなしに、そういうものが出れば担当所管としてはすぐに資料でもとられて、どういうふうに対応するのかということの敏捷性が役所としての任務ではないかと思うわけでございますが、この辺、いかがでございますでしょうか。

今堀公園緑地課長 委員さんのおっしゃるとおりでございます。私たちは、この新聞に載りまして、すぐさまその影響について各方面に問い合わせをし、あるいは大阪府の方にも参りまして、各方面の反響、反応などを調査いたしましたところ、先ほど部長が申し上げましたように、このナンキンハゼについてのがんの発生とありますが、このウイルスを活性化してがんの発生源になるということについては、十分承知をしてないというのが各市、各大阪府機関の上部機関の対応でございまして、我々としてもこういう研究をなされました京大、神戸大学、北海道大学といった、そういった研究資料を我々の手元に取り寄せるところまではいっておりませんし、各機関についても、建設省についてもそういった一定の方向の指針を出しておりませんので、非常にお粗末な現状でございますけれども、今のところ枚方市といたしましても、そういったものを取り寄せてどうこうするというふうには考えておりません。

鈴木委員 市民の暮らし、安全、健康を守るちゅう面から、そんなに手間のかかるわけでもございませぬし、先方の方が出さないというのなら別でございませぬけれども、出してくれるのであれば、そういった前向きな形ですぐさま対応していただきたい、そういうふうと思うわけでございます。それで、今現実的には街路樹で296本植わっております、公園でも774本があるわけでございますが、この分について撤去をされるお考えがあるかないか、お聞かせ願いたいと思います。

重乃理事 今後のことは別といたしまして、現在植栽をいたしておりますナンキンハゼについて、今直ちに撤去するというようなことは考えてはおりませぬ。

以上です。

鈴木委員 いろんな経費等の問題もございませぬけれども、それじゃ本年、63年度もやはり約1,000万に近い樹木の購入費がございませぬけれども、あえてこういうような問題が起こった以上、63年度におきましてはナンキンハゼを購入するようなことがあるかないか、お答え願いたいと思います。

今堀公園緑地課長 先ほど部長が申し上げましたように、疑わしきものについては今後は購入していかない、はっきりと一定の科学的な根拠が示されるまではそれを購入して植栽することは控えたい、こういうふう思っております。

鈴木委員 じゃいずれにいたしましても、このナンキンハゼというのは、長崎市はこのナンキンハゼが長崎市の木なんです。現在、その全体の42%、3,695本が植わってるわけで、長崎の本島市長も今後これを全部、時間をかけてでも撤去していきたいというような意向も発表されておりますし、大阪府下の堺市には7,500本のナンキンハゼが植わっております、順次対応を考えていくという形も出ておりますので、やはり素早いそういう市民の暮らしの安全と健康を守るという観点から早急な対策をお考え願いたいことを要望いたします。

続きまして、決算概要書の155ページ、一番冒頭の有料公園施設運営経費、それから5番目の各公園維持管理経費の中の括弧3のイ、公園等管理委託料について、簡単に結構でございますので、御説明をいただければと思います。

今堀公園緑地課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

有料公園の施設運営管理費でございますが、この中に300万9,000円載っております。この内訳を申し上げますと、総合管理と、それから抽選会業務、それから雑業務、諸経費という形になっております。それで、総合管理業務と申しますのは、プール期間外のテニスコート、バレーコート、グラウンドの料金徴収業務でございます。これは、体協の方に委託を全部しております、153万4,300円、これが総合管理費でございます。それから抽選会の業務といたしまして、6月、9月、12月、3月にそれぞれテニスコート、グラウンド、バレーコート、小グラウンドの抽選会受付業務を市民会館大ホールで行っておりますが、そのときの費用が31万2,200円。それから雑業務、これは有料公園の徴収業務に要する雑業務でございます。これが44万3,260円。それから諸雑費、これは有料公園の徴収業務に対するいろんな雑費、いわゆる消耗品等でございます。52万4,080円。合計281万3,840円。それに事務局経費19万5,160円、これを加えますと300万9,000円ということに相なります。以上でございます。

それから、3番目の各種委託料でございますが、各種委託料の9,534万9,500円のうち、公園の管理委託料の3,860万についてのお尋ねかというふうに理解をいたしております。したがって、その内訳につきまして申し上げますと、市内公園便所、これ清掃年間委託業務といたしまして340万、それから市内公園街路樹の害虫防除作業委託が245万円、これがその1とその2とその3に分けて市内を3カ所に分けて245万円とその2が290万円、その3が205万円、この3つに分けて害虫の駆除作業を委託しております。それから、市内公園等の草刈り作業の委託、これがその1が1,030万円、その2が880万円、その3が870万円、こういったふうに3ブロックに分けて業務を委託しております。これがいわゆる公園管理経費といたしまして、委託料といたしまして3,860万円の内訳でございます。

鈴木委員 公園管理と言いまして今お尋ね申し上げたんですが、害虫のそういう消毒はいますか、こととか、草刈るとか、グラウンドの借りるときのそういう経費であるとかわかるんですけども、特に中の池の公園について若干お尋ねしたいわけですが、あそこのグラウンドの使用する時間は実は決まっておるはずでございまして、朝の7時から8時から日没までというふうな形でございまして、実はこの公園の管理という面から見まして、早朝に野球をしたりグラウンドを使ってるわけがございまして、特に夏場早く夜明け前から野球をしたりやりますので、近隣から大変問題が出てるといふ。また、夜間につきましても、そのままフリーで、バイクを乗ってきて、あるいは乗用車が入り込んで暴走してるというような事例も実は仄聞をいたしております、この辺の管理が決算書を見ましても、どういう管理なさってるのか出てきていない、これについてお尋ねを申したいと思っております。

今堀公園緑地課長 中の池公園につきましては、御承知のように、有料公園として体育協会に委託をいたしまして一般市民に公開してるわけでございます。時間的な問題につきましては、委員さんも御承知のように、ただいまところは朝の9時から5時まででございます。ただ、その前後、朝の早朝あるいは夕方、それ以後に使用される分につきましては、今ところ規制もしておりません。したがって、朝早くから散歩されたり、あるいはキャッチボールされたりしてる方もございますけれども、その点につきましては、我々いたしましては十分に把握をしておりませんし、規制もしておりません。

訂正いたします。運動広場につきましては朝の8時から午後6時までということになっております。その前後につきましては、我々は十分に把握はしておりませんが、しかしながら、バイクの乗り入れ、あるいは夜間のいろんなアベックの侵入等の問題等を聞いておりますけれども、その点につきましては、バイクの乗り入れ等につきましては一定作業車あるいは身体障害者の車いす等の進入も可能にするためには、バイクの乗り入れを規制するという措置は講じられないというのが現状でございまして、一般市民の皆さん方の御協力を得なければどうにもならないというふうに考えております。

ただ、市民の森のように、一定全部周囲を囲みまして、そして管理事務所を設けてやる場合等につきましては一定の管理も行き届くわけですが、そういったこともできない状態でございますので、ただいまのところは時間外につきましては、そういう形で市民の一般の皆さん方の御協力を得ながら、周辺住民に迷惑かけないような形をとっていったらと。しかしながら、現実はそのようになってないというのも実情でございますが、今後とも我々いたしまして、できる限りそういったものに各関係機関とも相談をしながらやっていきたいというふうに思っております。

鈴木委員 グラウンドの借用が朝8時から6時までということでございまして、その間については体育協会の方で管理なさってるということでよくわかるんですが、それ以前、以降の問題が一番大きなネックとなってるわけございまして、こうして決算でも公園の管理という形で出てくる限り、やはり明確な管理体制は、どこまで守備範囲をするかということは別といたしましてもしなきゃいけないという。例えば、中の池には14台の駐車場が当然ございますが、これが実は付近の人が自分会社へ出ていって夕方帰ってきてそこへ置いてるという、車庫代わりに使ってるということも聞いておるわけございまして、本来事故等の問題も考えられますので、その辺の強い住民の意向というのも恐らくや公園緑地の方にも入っていると思いますので、その辺の対応をどう考えておられるのか、お聞かせを願いたいと思うんです。

今堀公園緑地課長 中の池公園につきましては、委員さん各位の皆さん方には既に御承知のことと思いますが、ただいま夜間照明施設を設置する工事をやっております、これが約12月の中ごろには完成するというふうに聞いております。したがって、それが実施されますと、多分年明けから実施されると思いますが、実施されますと、その際には夜の9時まで開放いたすことになるわけございまして、それまでの時間帯の中では、例えば電気のスイッチの入れ替え、2時間置きに契約するわけございまして、そういった作業等もございまして、その際にはガードマンあるいはサービス公社の方々をお願いをしながら、一定管理をやっていかないかんやろというふうには考えておりますので、ただいまのところ昼の運動場の使用だけでございまして、大体6時以後につきましては、冬場になりますと球技はできないという状態ございまして、夏場につきましては、先ほど申し上げましたように6時以後7時半ごろまで明るうございまして、その間に運動場でキャッチボールされたり、あるいは子供たちがソフトボールをしたりということもあるかもわかりませんが、その点については、ただいまのところは十分に管理が行き届いておりませんが、今後のそういった夜間照明施設ができ上がりますと、一定そういうことも考えていかなきゃならんというふうに考えております。

鈴木委員 実は、そのナイター設備の件で、今回枚方市が中の池と王仁公園にナイター設備をするということで決まりまして、ところが、そういうような今までの中の池グラウンドの公園のそういう管理の不手際といえますか、管理の問題等がありまして、大変住民の皆さん方には感情を害してる問題がありまして、それが間接的にはナイター設備の反対というような動きになってきたわけございまして、今回そういうような形もございまして、明快な対応を考えていただかなければ、せっかくいいことをしようと思っておってもできないというような事態も起こってくるわけございまして。

あわせて、先ほど駐車場の問題を申し上げましたが、夜間にもなってくると駐車禁止が大変多くなりまして、王仁公園では百四、五十台の駐車スペースがあると思いますが、約その半分ぐらいのたしか中の池は4ヘクタールだと思いますが、半分ぐらいの面積でありながら14台しかとめられないというようなこともありまして、駐車場の確保というような問題も出てくるわけございまして。その辺を含めまして、総合的な対応を要望したいと思います。

それから、続きまして144ページ、自転車の関係でございまして、4番目の括弧4の各種委託料ということで放置自転車の問題でございまして、イ.の方に自転車等移送業務委託料2,179万5,119円、それから自転車保管返還業務委託料が377万604円、それから保管場所の警備委託料が17万6,000円、合わせて2,574万1,000円等の金額が今回支出されたわけございまして、これは枚方市駅と樟葉駅の有料のところ、放置区域違反の自転車、バイクを移送した経費でございまして、これが今回また牧野駅、それから星ヶ丘、それからまた藤阪、順番に駐輪場が有料になってきますますます増えてくると思うんですが、例えば、これが全市に放置禁止区域になった場合、これらの状況、予算的にはどれぐらいの規模になるのか、お答え願いたいと思います。

湯川土木部次長 ただいまお尋ねの件でございまして、今ここに挙がっておりますそれぞれの数字につきましては、今お話ありましたとおりでございまして。その中で、今後全市の各駅が放置自転車禁止区域に指定された場合に、どれだけの予算がかかるかということのお尋ねですが、まだそこまで試算はしておりませんし、これがどのぐらいになるかというのはまだはっきりとはわかりませんが、いずれにいたしましても、この分につきましては、現在2駅、樟葉と枚方市駅の2駅分、しかも昨年の7月1日から本年3月31日までの9カ月間、220日分の費用でございまして。そういうことでありますし、これらを全駅やりました場合、相当になると思います。ただ、その問題よりも現在保管場所として甲斐田に置いております。これが現状保管台数が最大800台までの

ものですが、今後全域をやります場合、甲斐田の保管場所の拡大、あるいはまた別の場所に保管場所を設置をしていく、こういったことも考えなきゃならないというふうに思います。今お尋ねの件につきまして、予算的にどれくらいかかるかということがわかりませんが、御了解いただきたいと思います。

鈴木委員 それじゃ質問の趣旨を変えまして、62年度でどれくらいの台数が出たか、お答え願いたいと思います。

湯川土木部次長 今、62年度9カ月間におきます移送あるいは返還の台数でございますが、全体といたしましてこの9カ月間で8,059台の自転車、バイクを移送しております。そのうち、返還いたしましたものが5,859台ございまして、返還率にいたしまして72.7%。このうち、それぞれ自転車、バイクごとに申し上げますと、自転車におきましては、移送受け入れ台数が6,410台、返還台数が4,303台で、返還率が67.1%。それからバイクにつきましては、受け入れ台数が1,649台、返還台数が1,556台、返還率で94.4%という状況になっております。

以上でございます。

鈴木委員 この62年度の約9カ月間で8,059台の移送をなされたわけございまして、簡単に単純に平均しますと1駅に約4,000台の放置自転車を移送したという計算になりまして、今計算でこの2,500万をこの8,000台で割りますと大体1台当たり3,194円の移送コスト、直接原価です。当然これには光熱とか、直接原価、間接原価は入ってませんので当然増えてくるとは思いますけれども、最低見ても約3,000円の移送コストがかかっているという計算になるわけでございます。これは、例えば全市でいった場合、枚方市には確か12駅だと思いますが、12駅とした場合、平均で今4,000台出ましたけれども、小さい駅もありますので3,000台とした場合に、ざっと3万6,000台の移送があるという。3万6,000台に対してコストが3,000円かかりますので、計算すると約1億になるわけです。そのまま推移しますと、当然甲斐田以外の土地も確保せないけませんので、だんだん予算が膨大化してくるわけでございます。そうすると、恐らく1億円は完全に突破するであろう、こういうような推移が考えられるわけでございます。ですから、そうした場合、このままでいいのかどうか、この辺の見解をお聞かせ願いたいと思います。

重乃理事 1つの考え方でございますが、昨日も御指摘をいただいておりますが、基本的にはこの自転車対策については、本来、ただ単に行政が果たすべき役割以外にも民間の活用ということも考えていかねばならないのですが、基本的にはやはり公営施設をつくっていくということが基本姿勢として望まれているところではございますが、しかしながら、経済性から考えてみますと非常に相当な経費を投入をしていかなばならないというようなことがございます。例えば、62年度までに従来から進めてまいりました自転車対策に要しておりました経費につきまして、5年間で13億、それから維持管理費が2億9,000万円、ざっと16億の経費を投入をまいりました。しかしながら、これについては、幾ら行政が果たすべき役割とは言いながらも、経済性ということを考えていかねば、一般会計に対する、非常にオーバーなことを申し上げるようですが、相当な割合となってくることは必定でございます。そういうような考え方から言いますと、ある程度の市民の負担ということはやっぱりお願いをしていかねばならないと、こういうことは考えておるわけです。それとあわせまして、民間の活用によります自転車場の整備ということもお願いをしていかねばならないように考えております。いずれにいたしましても、1人当たりに対しまして、私どもの試算いたしますと、1人について1,000円の負担、5人家族であれば5,000円の負担ということになっておりますので、これはやはり今後この自転車対策に対して、あるべき姿というものを考えていかねばならない時期が来るのではないかと私には考えております。

以上でございます。

鈴木委員 部長のおっしゃったとおりでございますが、私も端的に一例だけ申し上げて、移送費が恐らく1億円は突破するであろう。どこの市でもそうだと思いますけれども、この駐輪対策については大変経費もかかりますし、5年、10年してくると、大変市の財政に対する圧迫度もきつい、そういう項目かと思っておりますので、その辺のところも、財政と見合わせながら長期的な展望に立った駐輪場対策が必要ではないかという提言を申し上げます、この件については終わりたいと思います。

次に、最後の質問でございますが、77ページなり8ページでございますが、庁舎管理費につきまして、一般

駐車場と庁舎周辺警備委託料につきまして、またあわせて別館南玄関前警備業務委託料、簡単で結構でございますので、内容だけお聞かせ願えたらと思います。

高嶋総務部参事 お答えいたします。

一般駐車場等の警備委託の1,000万円でございますが、これは主に来庁舎駐車場及び庁舎周辺の自転車等で来庁される駐輪場等の警備でございます。それから、南玄関警備業務委託料13万5,000円でございますが、これは昨年上海市長寧区との友好調印式に当たりますところの特別警備でございます。

以上でございます。

鈴木委員 庁舎管理費の全体で約5,800万円の支出が出てるわけでございますが、私も、口幅ったい形になります。約一年半ほどになるんですけども、夜5時回りますと職員の方が当然帰られますので、夜間の出入り口が裏の市民会館側から出入りするわけでございますけれども、私らもその都合で夜遅く出入りすることがあるわけでございますけれども、あそこの管理人さんといいますか、警備員さんがお一人しかおられませんが、時々巡回中という看板が上がっておりまして、そのときは当然フリーで出入りできるわけでございますが、本当に当然各それぞれのフロアもオープンスペースになってまして、カウンター越えればだれでも出入りできるというような状況で、たくさんの書類、資料が当然すぐに手の届くところにあるわけでございますが、何か夜間は自由に人が出入りできるような気がしてならないわけでございますが、その辺の警備をどうなさってるのかと思いついて、この庁舎管理費の項目全部見たんですが、どこにも見当たりません。その辺の警備について、どういうふうな考え方といいますか、見解をさしてもうたらいいわけですか、御質問したいと思います。

高嶋総務部参事 庁舎の警備につきましては、いわゆる執務時間といいますか、9時から5時まで、平日でございますが、これは職員2名で対応をしております。それから、平日の場合、5時から翌朝の9時まで非常勤嘱託員1名でもって警備をいたしております。

なお、庁舎の開閉でございますけれども、平日は朝8時に玄関をあけて6時に施錠をしております。

なお、今御指摘の別館、職員通用口につきましては10時に施錠をしております。この10時といいますのは、やはり5時以降もそれぞれ市民の方も来られまして、いろんな会議が催されます。そういう関係がございまして、通用口につきましては10時に閉庁してると、こういうことでございます。

鈴木委員 62年度で、これには事務報告書がないんですけども、職員さんのそういうような、例えば品物が紛失したとか取られたとか、そういうような報告がもし確認なさってるでしたら件数をお聞かせ願いたいと思います。

高嶋総務部参事 我々のところに報告がありまして集計してるものを申し上げますと、56年度は1件、58年度1件、それから60年度が3件、61年度1件、それから63年度は先日事務局長の方からお聞きしたとおりでございます。これは、いずれも執務時間帯といいますか、我々がおる時間帯に発生したものでございます。

以上でございます。

鈴木委員 63年度というのは私のことやと思うんですけども、実は私も13日の日に、私事で恐縮でございますが、議員控室にありまして、1時半から3時ごろの間にトイレに行ったりコピーに行ってる間に財布を盗まれました。市の庁舎でそういうようなことがまさかあるとは思っておりませんので、議員控室なんて普通の人になかなか入ってこれない場所なんですけども、たまたま財布を盗まれました。ところが、聞いてみますと、神谷議長も9月の半ばに議長室でなくなったというようなこともございまして、私、先ほど申し上げましたように、枚方市役所の場合、比較的そういう出入りも自由であるという、また業者さんも自由に入ってこられて、いや、先生なんてこう言うて知らん人がどんどん入ってくるという、そういうような管理体制といいますか、当然市役所ですからガードマンを張りつけにして当然できませんけれども、何かそういうようなルーズといいますか、何となしに盗みやすいなという、そういうような雰囲気があるのではないかと思うんですが、この辺の対応をどういうふうにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

高嶋総務部参事 その対応でございますけれども、御指摘がありましたように、庁舎というところは不特定多

数の人が自由に出入りをされております。これの制限というか、チェックといいますか、そういうものはもう不可能に近いものでございまして、我々もその対策に非常に苦慮しているわけでございます。したがって、現在のところ、職員等が一人一人注意を促すという方法以外にはないのではないかと、こういうことで今現在考えているところでございます。

鈴木委員 私も、警察の方が、それはもう鈴木さんの不注意ということで怒られましたんですけども、確かに私の不注意でございます。しかしながら、警察の方もおっしゃってました、そういうようなそんなわずかな時間にすきを見てというのは、常にそういう人が徘徊してるといいますか、うろろしてるといっておっしゃってましたので、その辺もある程度の管理体制を敷けば未然に防がれますし、先ほどの報告件数からしましても、もっと被害を出しておられない方もあろうかと思えますし、いろんな厳しい面がございますけれども、この機会でございますので、そういうことも徹底をよろしくお願ひしたいと思います。

以上で4問にわたる質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。